

私立学校法監査及び私立学校振興助成法監査を行う場合に関する監査契約書の訂正について

2025 年 6 月 13 日
非営利法人委員会

2025 年 5 月 29 日に公表しました私立学校法監査及び私立学校振興助成法監査を行う場合に関する監査契約書について、監査約款の第 2 条における私立学校振興助成法施行規則の条文の引用に一部誤りがございましたので、以下のとおり訂正いたします。

訂正箇所は以下の正誤表のとおりで、下線を付しております。

1. 様式 1－2（個人用）

正	誤
第 2 条（受嘱者の責任） 7. 受嘱者は、私立学校振興助成法監査において、その他の記載内容（私立学校振興助成法第14条第 4 項及び私立学校振興助成法施行規則第 2 条の規定に基づいて所轄庁に提出する書類に含まれる情報のうち、人件費支出内訳表（注）及びその監査報告書以外の情報をいう。本項において以下同じ。）を通読し、（後略）	第 2 条（受嘱者の責任） 7. 受嘱者は、私立学校振興助成法監査において、その他の記載内容（私立学校振興助成法第14条第 4 項及び私立学校振興助成法施行規則第 2 条 第 4 号 の規定に基づいて所轄庁に提出する書類に含まれる情報のうち、人件費支出内訳表（注）及びその監査報告書以外の情報をいう。本項において以下同じ。）を通読し、（後略）

2. 様式 2－2（監査法人用）

正	誤
第 2 条（受嘱者の責任） 7. 受嘱者は、私立学校振興助成法監査において、その他の記載内容（私立学校振興助成法第14条第 4 項及び私立学校振興助成法施行規則第 2 条の規定に基づいて所轄庁に提出する書類に含まれる情報のうち、人件費支出内訳表（注）及びその監査報告書以外の情報をいう。本項において以下同じ。）を通読し、（後略）	第 2 条（受嘱者の責任） 7. 受嘱者は、私立学校振興助成法監査において、その他の記載内容（私立学校振興助成法第14条第 4 項及び私立学校振興助成法施行規則第 2 条 第 4 号 の規定に基づいて所轄庁に提出する書類に含まれる情報のうち、人件費支出内訳表（注）及びその監査報告書以外の情報をいう。本項において以下同じ。）を通読し、（後略）

以 上